

高圧ガス保安法における圧縮水素の貯蔵 について

令和7年3月19日

経済産業省 産業保安グループ

高圧ガス保安室

高圧ガス保安法における保安基準の検討について

● 建築基準法の用途規制を受ける地域への圧縮水素の貯蔵所等の設置について

- 建築基準法令において市街地への設置が認められている圧縮水素スタンドに係る技術上の基準を例に、これと同等の安全を確保することができる圧縮水素の貯蔵所及び当該圧縮水素の消費施設としての保安基準を策定する。
※保安物件（学校・病院等や住居）に対する離隔距離を要しない、事業所の敷地外に影響を及ぼすおそれがないよう安全上及び防火上支障がないものとしての措置（設備と敷地境界線までの距離の確保や防火対策等）
- 一般的に適用するための保安基準の策定を図るほか、具体的な事案として設置が計画されている、福島県・浪江町、北海道・札幌市における建築基準法の特例許可の際の保安基準にも資するよう、検討を進めている。（検討会には、オブザーバとして関係自治体、関係省庁として国交省も参画）

保安基準の検討状況

学識者、自治体、関係業界団体・事業者等を委員とした検討会^注を設置

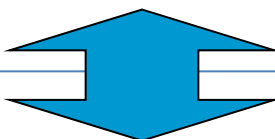
【～令和7年3月：10月、12月、2月と計3回開催】

- ① 想定される圧縮水素の貯蔵所及び消費施設の設定
- ② 圧縮水素スタンドに係る技術上の基準を例に、適用が考えられる基準・課題等の整理



【令和7年4月～】

上記①及び②を踏まえ、適用する基準の精査を行い、圧縮水素の貯蔵所及び当該圧縮水素の消費施設に係る保安基準の策定（4月より着手し、国土交通省における評価・検討と連携し、取りまとめる。）



注：委託事業：令和6年度新エネルギー等の保安規制高度化事業

『建築基準法の観点からの保安基準に係る安全性の評価及び建築基準法令における必要な措置の検討』（国土交通省）